

日本知的財産仲裁センター WEB研修会 全3回 事業適合性判定+事業に対する特許の貢献度評価

第1回

まずは、アナログで
発明を理解する

2021年11月22日 14:00~15:30

キヤノン特許部隊はどうやってゼロックス特許網を撃ち破ったのか？
～NHKプロジェクトXをテーマに～

講師:弁理士 丸島 儀一
進行役:弁理士 前川 直輝

第2回

事業に役立つ
特許とは？

2021年12月6日 14:00~15:30

事業適合性判定の概要
～先行技術調査に基づくリスクヘッジのための弁護士・弁理士の
見解の提供～

講師:弁理士 森 泰比古
進行役:弁理士 前川 直輝

第3回

事業に対する
特許の価値は？

2021年12月20日 14:00~15:30

事業に対する特許の貢献度評価の概要
～実施技術特許以外も含む各特許の事業に対する価値の算定手法～

講師:弁理士 森 泰比古
進行役:弁理士 前川 直輝

- 【会場】ライブ配信研修
- 【形式】Zoomミーティングによるオンライン開催
- 【定員】各500名 先着順
- 【単位】本研修会は継続研修の単位認定はありません。

■内容

日本知的財産仲裁センター第5部会は、「事業適合性判定」及び「事業に対する特許の貢献度評価」の2つの業務を担当しています。「事業適合性判定」は、事業者が事業に使用する技術について、担当の弁護士と弁理士とが、事業者との面談を通じて、先行技術調査結果に基づいて、特許紛争リスクを未然に回避できるか否かについて、第三者的立場から専門的見解を示すものです。「事業適合性判定」では、開発から事業化までの各ステージに対応した見解を示すことができるように、複数種類の判定を準備しています。「事業に対する特許の貢献度評価」は、事業に関係する複数の特許のそれぞれの事業に対する貢献度を、実施技術特許だけでなく等価的技術特許、補完的技術特許、バックグラウンド特許、攻めの特許、未登録特許及び対応外国特許をも考慮しつつ、担当の弁護士と弁理士とが事業者及び外部調査機関との面談を通じて、算定するものです。「事業に対する特許の貢献度評価」は、共同研究開発成果を用いて事業化する際、産学連携事業における不実施補償額を算出する際、職務発明の対価額を算出する際等、種々のシチュエーションで利用できます。これら2つの業務について、弁護士・弁理士がクライアントの事業活動に活用して頂けるよう、また、判定人候補者・評価人候補者としてご参加頂けるように、特許発明の特徴をアナログ技術を用いて判り易く説明した上で解説します。

■申込

- <申込開始>令和3年11月8日(月)
- <申込期限>令和3年11月15日(月) 受信分まで

【申込方法】

以下のURLのフォームにご記入のうえ、送信してください。
アクセスURL

<https://www.benrishi-navi.com/f/?id=a961&type=1>

■受講にあたってご確認いただきたいこと

本セミナーのお申し込みは、以下の確認および同意を前提とします。

(注意事項)

以下は主な項目だけ掲載しますので、

詳細は <https://jpaakenshu.jp/tss/Login/Jump/?typeID=4&code=105925>をご覧ください。

<ご利用環境>

- ・本セミナーの参加には、受講者の責任において、参加に必要なコンピュータ等のデバイス、利用環境、通信機器、通信回線その他設備を保持し、設定および管理するものとします。

(免責事項)

- ・本セミナーは、Zoomミーティングを利用してインターネットで配信するため、ご利用されるデバイスのスペック、インターネットの通信状況等によっては、接続できない場合もあり得ますが、その場合でも当会は責任を負いません。
- ・本セミナーは、講師もしくは当会の都合により中止、延期、又は中断する場合があります。
- ・通信状況により、最大で14分講義時間が延長される可能性があります。

(コンテンツに関して)

- ・本セミナーにかかる映像、画像、テキスト、音声又は関連資料等のコンテンツの全部又は一部（以下「本コンテンツ」といいます。）に関する著作権は、著作権者に帰属します。
- ・本コンテンツは、本セミナー視聴用途のみにてご利用ください。
- ・本コンテンツの複製（ダウンロードのほか、静止画でのキャプチャ取得等を含みますが、これに限られません。以下同じ。）、上映、公衆送信（送信可能化を含みますが、これに限られません。以下同じ。）、展示、頒布、譲渡、貸与、翻案、翻訳、二次的利用等は、目的の如何を問わず、禁止します。
- ・本コンテンツを、著作権者の許諾を得ずに、複製、上映、公衆送信、展示、頒布、譲渡、貸与、翻案、翻訳、二次的利用等することは、著作権を侵害する行為であり、その利用者は、刑事責任を問われる可能性があります。また、これらの行為は、講演者等の肖像権等を侵害する行為でもあります。

■その他

- ・本セミナーを行うWEBサービスの規約に違反する行為は禁止とします。
- ・本セミナーの内容は、Zoomミーティングの録画機能を使用して録画させていただきます。

<問合先> 日本知的財産仲裁センター事務局 TEL03-3500-3793

※本ウェビナーに関する技術的なお問合せには一切回答出来ません。